入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和８年11月19日

香川県知事　池 田 豊 人

１　入札に付する事項

（１）事業名

令和９年度香川県広報誌広告事業

（２）業務の内容

仕様書による

（３）事業実施期間

契約締結日から令和10年３月31日まで

（４）入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　契約書作成の要否

要

３　電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を県が契約書案の送付をするときまでに電子メールにより提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（令和９年度香川県広報誌広告事業)」とすること。

提出先：kocho@pref.kagawa.lg.jp

４　契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

令和８年11月19日から同月30日まで(香川県の休日を定める条例(平成元年香川県条例第１号)第１条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前８時30分～午後５時15分)

郵便番号760-8570

香川県高松市番町四丁目１番10号

香川県知事公室広聴広報課　広報グループ

電話番号087-832-3019　FAX 番号087-862-4514

なお、香川県ホームページ（https://www.pref.kagawa.lg.jp/）においても閲覧に供する。

５　契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和８年11月30日午後５時15分までに４に示した場所に対し文書で行うこと（FAX又は電子メールも可とする。)。

回答は、令和８年12月３日から同月７日までの間（休日を除く午前８時30分から午後５時15分まで)、４に示した場所において閲覧に供するとともに、香川県ホームページで公開する。

6　郵送等による入札

郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札を可とする。ただし、郵便にあっては書留親展に、信書便にあっては郵便における書留親展に相当する方法に限る。

7　入札及び開札を行う日時及び場所

（１）　入札書の提出

ア　入札書を持参する場合

（ア）提出日時　令和８年 12 月 16 日午前 10 時

（イ）提出場所　香川県庁北館４階 第 403 会議室

イ　郵便又は信書便による場合

（ア）受領期限　令和８年 12 月 15 日午後５時（必着）

（イ）送 付 先　４に示す場所

（２）　開札

ア　日時　令和８年12月16日午前10時

イ　場所　香川県庁北館４階 第403会議室

8　入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和８年12月７日午後５時15分までに入札保証金・契約保証金減免申請書を４に示した場所に提出すること。審査の結果は、入札日の前日までに通知する。

9　入札者の参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、Ａ級に格付けされている者であること。

（３）（２）の競争入札参加資格において、香川県内に本社(本店)を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長が代理人として香川県との商取引に係る権限を委任されている者であること。

（４）香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

（５）会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

（６）国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と過去３年以内に広告代理に係る契約を締結し、これを全て誠実に履行したことを証明した者であること。

１０入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、９の（６）の要件を満たすことを証明する書類を令和８年12月７日午後５時15分までに、４に示した場所に提出（郵便又は信書便による場合は同日午後５時15分必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、入札日の前日までに通知する。

１１ 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

１２ 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

１３ 落札者の決定方法

規則第147条第１項の規定に基づき作成された予定価格を超えるもののうち最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、規則第173条の規定に基づき再度の入札を行う。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱に基づき公表する。

１４ 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から５日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

１５ 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

１６ その他

（１）詳細は、入札説明書による。

（２）落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。